

土壌汚染対策法 ― 法改正に伴う事業者への影響

健康・安全事業部 奥田 真也

1 はじめに

2017年5月に土壌汚染対策法が改正され、その一部が2018年4月から施行されました。今回の改正により、事業者、調査等実施者（指定調査機関）、汚染対策施工・処理業者のそれぞれに対して規制強化された点、規制緩和された点があります。本稿では事業者特に影響がある改正箇所をご紹介します。

2 改正の背景と経緯

土壌汚染対策法は、国民の健康を保護することを目的に2002年に制定（2003年2月施行）された後、2009年に最初の大改正（2010年4月施行）が実施されました。

2017年4月の一部改正では特定有害物質（トリクロロエチレン・鉛・六価クロム・PCBなど25項目）にクロロエチレンが追加になり26項目となりました。この追加により、すでに土壌汚染調査や土壌改良工事が完了した土地においても、建物建替え等の土地改変の機会に追加調査が必要になるケースがあり、工期遅延や費用発生など事業者への影響が発生しています。

2017年5月の改正は2回目の大改正であり、2018年4月1日に一部の改正が施行されています。残りの改正は2019年5月19日まで（公布から2年以内）に施行されます。

3 今回の土壌汚染対策法の主な改正点

【第一段階施行内容：2018年4月施行】

3.1 土地の形質変更の届出・調査手続きの迅速化

改正前は、3,000平方メートル以上の土地形質変更を行う場合には、形質変更の30日前までに届出を提出し、土壌汚染のおそれが認められる場合に都道府県知事等が調査命令を発令し、事業者等が地歴調査・土壌汚染状況調査を実施していました。改正後は、事前に実施した土壌調査結果を土地形質変更の届出時に添付することが可能になり、土地形質変更に関する行政手続き期間の短縮が期待できます。

3.2 指定区域台帳の保管

関係行政において、要措置区域等の区域指定の解除の台帳を作成し保管することになりました。この結果、措置済みの土地であることが明らかになり、土地購入時等のリスク回避に役立つものと考えられます。

【第二段階施行内容：2019年5月19日まで
に施行】（政省令検討状況）

3.3 土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大（調査契機の拡大）

有害物質使用特定施設の使用を廃止した工場等のうち、引き続き工場として利用する等の理由により土壌調査の猶予を受けた土地においては、3,000平方メートル未満の土地形質変更の届出が不要でしたが、改正後は規制が強化され900平方メートル以上の土地形質変更は、土地形質変更の届出及び土壌汚染状況調査が必要になります。

3.4 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等

これまで、健康リスクがあるため何らかの措置が必要な土地（要措置区域）において措置を実施する場合、措置の計画や完了報告の届出は不要でした。改正後は要措置区域内における措置計画を関係行政に提出し、技術的基準に不適合と見做されれば変更命令等の指導が入ります。この改正は、これまでなかった関係行政による事前確認・指導の仕組みを作ることにより、不十分な措置の実施や誤った施工方法による汚染の拡散を防止する事を目的としています。

3.5 リスクに応じた規制の合理化

健康被害のリスクが低い土地に対して、規制が緩和されます。

①健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施工方法等の方針についてあらかじめ都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年1回程度の事後届出が可能になります。例えば、臨海部の工業専用地域（省令で規定）で、一般の居住者による地下水の飲用や土壌の直接摂取がなく、人為的な汚染がない土地については、土地の形質変更に伴う健康リスクが低いと考えられ、緩和対象となります。

②基準不適合が自然由来等による土壌と認められた場合、改正前は土壌の移動が認められていなくても、改正後は都道府県知事への届出で、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壌がある他の区域への移動が可能となり、調査・対策費用の軽減が見込めます。

3.6 その他（改正の一部）

①特定有害物質の一つである四塩化炭素を使用等していた土地について、改正前の調査対象項目は四塩化炭素のみでしたが、改正後は、四塩化炭素が分解し生成される可能性があるジクロロメタンが調査対象項目に追加されます。

②その他、認定調査の調査項目・埋立地特別調査の調査地点数・調査深度の見直し等が実施され、より効率の良い調査・対策の実施が可能となります。

4 今後の動向

4.1 自治体の条例改正

土壌汚染対策法の改正に伴い、都道府県等の自治体が制定している条例の改正が実施されることが考えられます。今後、公報等を注視し、動向を把握していく必要があります。

4.2 浄化対策の方向性

土壌汚染対策法が制定された当初の汚染土壌の対策方法は、汚染土壌を掘削して、処理施設等に搬出処分し、清浄土壌で埋め戻す方法が多く採用されてきました。この方法は、汚染土壌を早期に撤去できる利点があるものの、対策費用が高額になり事業者に過剰な負担をかけてしまうことや汚染土壌の搬出に伴う汚染の拡散リスク等があることから、封じ込めや原位置浄化等の汚染土壌を移動しない対策方法を推奨する傾向になっています。将来的には、土地の使用方法等に応じたリスクを評価し、効率よく土地を活用する手法が検討されています。

5 おわりに

今回の法改正によって土壌調査が必要となるケースが増えるなど、事業者への影響の一部を紹介しました。今後、建物の建替えや新規建設等の工事計画がある場合、効率良く進めるためにも、早い段階で信頼できる指定調査機関に相談し、適切な調査や行政協議を実施していく必要があります。当社は、土壌汚染対策法が施行される前から土壌調査に対応してきました。今後も、指定調査機関としてお客様の立場に立ち、最適な土壌汚染調査・対策の提案や関連行政への協議の支援をさせていただきますので、気軽にご相談ください。



奥田 真也
（おくだ まさや）
健康・安全事業部

参考資料

環境省：「改正土壌汚染対策法の説明会」
available from < http://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme_0404.pdf > ,
(accessed 2018-05-18).
環境省 中央環境審議会：「今後の土壌汚染対策の在り方について（第二次答申）」 available from
< <https://www.env.go.jp/press/files/jp/108889.pdf> > , (accessed 2018-05-18).